二　地方公共団体情報システム機構により電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項（定義）に規定する電子署名をいう。以下この項において同じ。）が行われた前号の署名用電子証明書に係る者の個人番号及び個人識別事項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）第一条第一項第二号（通知カード記載事項が個人番号提供者に係るものであることを証する書類等）に規定する個人識別事項をいう。）に係る情報で、同令第四条第一号（電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置）の規定により総務大臣が定めるもの

三　第一号の署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名、住所及び個人番号に係るもの

第八十一条の七第二項第一号中「又は法人番号を」を「及び法人番号を」に改め、同項第二号中「名称」の下に「又は署名用電子証明書等（同条第一項に規定する署名用電子証明書等をいう。以下この章において同じ。）の送信を受けた旨」を加え、同条第三項中「届出書を」を「届出書（」に、「を添付して」を「の添付があるもの又はその提出の際にその者の署名用電子証明書等を送信しているものに限る。）を」に改め、同条第五項中「書類」の下に「及び署名用電子証明書等」を加える。

第八十一条の八第一項中「名称」の下に「又は当該告知の際に署名用電子証明書等の送信を受けた旨」を加え、同条第二項中「又は法人番号を」を「及び法人番号を」に改める。

第八十一条の九第一項第一号中「又は法人番号を」を「及び法人番号を」に改める。

第八十一条の十一第二項第一号中「又は法人番号を」を「及び法人番号を」に改め、同項第二号中「名称」の下に「又は署名用電子証明書等の送信を受けた旨」を加え、同条第三項中「届出書を」を「届出書（」に、「を添付して」を「の添付があるもの又はその提出の際にその者の署名用電子証明書等を送信しているものに限る。）を」に改め、同条第六項中「書類」の下に「及び署名用電子証明書等」を加える。

第八十一条の十二第一項中「名称」の下に「又は署名用電子証明書等の送信を受けた旨」を加え、同条第四項中「書類」の下に「及び署名用電子証明書等」を加え、同条第二項中「又は法人番号を」を「及び法人番号を」に改める。

第八十一条の十七第一項第一号中「又は法人番号を」を「及び法人番号を」に改め、同条第二項中「提示しなければ」を「提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければ」に改め、同条第三項中「書類に記載された」を「書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた」に改める。

第八十一条の二十第一項中「範囲」を「範囲等」に改める。

第八十一条の二十一第一項第一号中「又は法人番号を」を「及び法人番号を」に改め、同項第二号中「名称」の下に「又は署名用電子証明書等の送信を受けた旨」を加え、同条第二項中「届出書を」を「届出書（」に、「を添付して」を「の添付があるもの又はその提出の際にその者の署名用電子証明書等を送信しているものに限る。）を」に改め、同条第五項中「書類を含む。）及び」を「書類及び署名用電子証明書等を含む。）及び」に、「及び同項に規定する書類」を「並びに同項に規定する書類及び署名用電子証明書等」に改める。

第八十一条の二十二第一項中「名称」の下に「又は当該告知の際に署名用電子証明書等の送信を受けた旨」を加える。

第八十一条の二十五第一項、第八十一条の二十九第一項及び第八十一条の三十三第一項中「範囲」を「範囲等」に改める。

第八十一条の三十四第一号中「又は法人番号を」を「及び法人番号を」に改め、同項第二号中「名称」の下に「又は署名用電子証明書等の送信を受けた旨」を加え、同条第二項中「届出書を」を「届出書（」に、「を添付して」を「の添付があるもの又はその提出の際にその者の署名用電子証明書等を送信しているものに限る。）を」に改め、同条第四項中「書類」の下に「及び署名用電子証明書等」を加える。

第八十一条の三十五第一項中「名称」の下に「又は当該告知の際に署名用電子証明書等の送信を受けた旨」を加える。

第八十一条の三十六第二項中「範囲」を「範囲等」に改め、同条第三項第一号中「又は法人番号を」を「及び法人番号を」に改め、同項第二号中「名称」の下に「又は署名用電子証明書等の送信を受けた旨」を加え、同条第四項中「記載し、又は記録した届出書を」を「記載した届出書（」に、「を添付して」を「の添付があるもの又はその提出の際にその者の署名用電子証明書等を送信しているものに限る。）を」に改め、同条第六項中「記載され、又は記録されている」を「記載されている」に改め、同条第七項中「書類を含む。）及び」を「書類及び署名用電子証明書等を含む。）及び」に、「及び同項に規定する書類」を「並びに同項に規定する書類及び署名用電子証明書等」に改め、同条第八項中「名称」の下に「又は当該告知の際に署名用電子証明書等の送信を受けた旨」を加える。

第八十一条の三十八中「範囲」を「範囲等」に改める。

第八十一条の三十九第一項第一号中「又は法人番号を」を「及び法人番号を」に改め、同項第二号中「名称」の下に「又は署名用電子証明書等の送信を受けた旨」を加え、同条第二項中「届出書を」を「届出書（」に、「を添付して」を「の添付があるもの又はその提出の際にその者の署名用電子証明書等を送信しているものに限る。）を」に改め、同条第四項中「書類」の下に「及び署名用電子証明書等」を加える。

第八十一条の四十第一項中「名称」の下に「又は当該告知の際に署名用電子証明書等の送信を受けた旨」を加える。

第八十二条第一項中「第百六十一条第四号」を「第百六十一条第一項第八号」に改め、同項第一号中「又は法人番号を」を「及び法人番号を」に改める。

第八十三条第一項中「第百六十一条第五号」を「第百六十一条第一項第九号」に改め、同項第一号中「、基金利息（」を「、金銭の分配（同項に規定する金銭の分配をいう。以下この条において同じ。）、基金利息（」に改め、同号イ中「又は法人番号を」を「及び法人番号を」に改め、同号ロ中「剰余金の分配」の下に「、金銭の分配」を加え、同項第三号中「又は剰余金の分配」を「、剰余金の分配又は金銭の分配」に改め、同条第二項中「剰余金の分配」を「、金銭の分配」に改め、同項第三号中「又は剰余金の分配」を「、剰余金の分配又は金銭の分配」に改め、同条第五項中「内国法人等に対して支払う」を削る。

第八十四条の二第一項中「第百六十一条第十一号（」を「第百六十一条第一項第十五号（」に改め、「同法第二条第一項第四号（用語の意義）に規定する国内に」を削り、同項第一号中「又は法人番号を」を「及び法人番号を」に改め、同項第五号中「第百六十一条第十一号イからヘまで」を「第百六十一条第一項第十五号イからヘまで」に改め、「同法第二条第一項第四号に規定する国内に」を削る。

第八十五条第一項中「第百六十一条第十二号」を「第百六十一条第一項第十六号」に改める。

第八十六条第一項中「第百六十一条第十号」を「第百六十一条第一項第十四号」に改め、「掲げる事項」の下に「（令第百八十三条第一項（生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等）に規定する年金にあつては、第八号に掲げる事項を除く。）」を加え、同項第四号中「生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等）を削り、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　第三号の契約（令第三百二十六条第六項第三号（生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収）に規定する団体保険（次条第一項第八号において「団体保険」という。）に係る契約及び令第三百五十一条第一項第三号から第九号まで（生命保険金に類する給付等）に規定する給付に係る保険契約を除く。）の締結後に当該契約に係る契約者の変更（当該契約に係る契約者の死亡に伴い行われる変更を除く。以下この号において同じ。）があつた場合には、次に掲げる事項

イ　当該契約者の変更（当該契約に係る契約者の変更を二回以上行つた場合には、最後の契約者の変更）前の契約者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

ロ　当該契約に係る現契約者が払い込んだ保険料又は掛金の額

ハ　当該契約に係る契約者の変更の回数